

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成31年2月19日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800086 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800022 号

第 1 結論

平成 11 年 7 月 21 日から平成 12 年 1 月 6 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 7 月 21 日から平成 12 年 1 月 6 日まで

請求期間に係る国民年金保険料（平成 11 年 7 月から同年 12 月分まで）については、集金のために自宅に来た A 市の国民年金嘱託員に母がまとめて納付した。その際、嘱託員が検印の台帳を忘れたということで、嘱託員は自身の名刺の裏面に領収証代わりに記載し、その名刺を母が受け取った。A 市役所には当時の納付状況を確認できる検印台帳等は保管されていないとのことだったが、嘱託員より領収証代わりに受け取った名刺を提出するので請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金保険料の集金に自宅を訪問したとする国民年金嘱託員の名刺を提出しており、当該名刺の裏面には、「領収証」の記載が確認でき、請求者の父親については、「B 氏 H11. 8 分 ¥13,300」の記載を確認できるところ、請求者については、「C 氏 H11. 7 8 9 10 11 12」の記載が確認できるのみで請求者の母親が納付したとする国民年金保険料額の記載はない。

一方、オンライン記録によると、請求者の父親の平成 11 年 8 月分の国民年金保険料（13,300 円）は納付と記録されているが、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付記録はない。

また、A 市の国民年金嘱託員であったとする者は、前述の名刺の裏面の記載について、私の字で間違いなく、請求者の半年分を徴収していたら領収金額も書いていたと思うので、請求者については納付指導をしたのではないかと思っている旨回答している。

なお、請求者の母親は、国民年金嘱託員から領収証を受け取ったことはない旨主張しているが、A 市は、国民年金嘱託員が国民年金保険料を預かった際は、領収証を発行していた旨回答している。

以上のことから、請求者が提出した名刺をもって請求期間に係る国民年金保険料の納付がなされたとは考え難い。

このほか、請求者及び請求者の母親が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800220 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800055 号

第 1 結論

請求期間について、請求者のA社（後のB社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 7 月 1 日から昭和 59 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 4 月にA社に入社し、同年 7 月から厚生年金保険に加入した。しかしながら、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険被保険者記録によると、請求者は、昭和 58 年 5 月 1 日にA社において雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、A社は、平成 19 年 10 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社の後継事業所であるC社は、請求者に係る資料の保管はない旨回答している。

また、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日（昭和 59 年 7 月 1 日）と同日に同被保険者資格を取得している 15 名のうち、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と雇用保険被保険者資格の取得年月日が一致している者はおらず、複数の者は、自身の同社に係る入社年月日と厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が一致していない旨回答していることから、請求期間当時、同社では必ずしもその勤務実態どおりに厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

なお、オンライン記録によると、請求者の生年月日は平成 3 年 5 月 9 日に、昭和 30 年*月*日から昭和 29 年*月*日へ訂正されていることが確認できるところ、当該訂正前の生年月日（昭和 30 年*月*日）により社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。